

そこが知りたい！

## 太陽 ASG 国際税務ニュースレター

**今回のテーマ： 移転価格の文書化 ～ 主要国の文書化要件**

移転価格の検証過程を客観的な書類で残しておくことを「移転価格の文書化」といいます。

中国では2009年1月に、移転価格の文書化が法律で義務化されました。確定申告書と同時に文書を備え置く必要があるため、「同時文書化」と一般的に称されています。日本でも同時文書化の必要性が問われていますが、法律による義務化には未だ至っていません。

### 主要国の文書化要件の比較表

各国の移転価格税制において文書化要件が異なるため、進出国における移転価格の調査対策のためにはその進出国の文書化要件に備える必要があります。

今回、日本企業が多数進出している文書化義務のある主要国の文書化要件について、準拠法令、提出内容、免除要件、ペナルティを表形式に纏めてみました。

|     | 関連条文  | 内 容   | ペナルティ  |
|-----|---|---|--|
| 米 国 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内国歳入法 6038A 条</li> <li>・IRC Section 6662 (a)～(h)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転価格文書化を確定申告書の提出時までに行う。</li> <li>・税務当局 (IRS) の要求から 30 日以内に移転価格文書を提出。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>20%ペナルティ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転価格調整額が 1 課税年度につき 500 万ドル、あるいは売上の 10%のどちらか少ない金額を超えた場合。</li> <li>・移転価格調整額が 200%以上変動する場合。</li> </ul> </li> <li>40%ペナルティ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転価格調整額が 1 課税年度につき 2000 万ドル、あるいは売上の 20%のどちらか少ない金額を超えた場合。</li> <li>・移転価格調整額が 400%以上変動する場合。</li> </ul> </li> <li>・上記どちらも移転価格の追徴税額に 20%、40%が賦課。</li> <li>・同時文書化が行われていればペナルティなし。</li> </ul> |
| 中 国 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別納税調整管理弁法 第 13～20 条</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転価格分析資料『同時文書』を確定申告期限(翌年 5/31)までに準備。</li> <li>・同時文書は税務当局に要求されてから 20 日以内に提出。</li> <li>・10 年間の保存義務。</li> <li>・文書化免除要件あり:                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 年間関連有形資産取引金額が 2 億人民元以下、かつその他関連取引(無形資産、役務提供、金銭貸付等)金額が 4,000 万人民元以下の企業</li> <li>2) 関連者間取引が執行中の事前確認の対象範囲になる企業</li> <li>3) 外資資本比率が 50%以下、かつ中国国内関連取引のみを有する企業</li> </ol> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同時文書を準備していない場合、納税者は 2,000 人民元から 10,000 人民元のペナルティ。</li> <li>・納税者が提出を拒否した場合、50,000 人民元までのペナルティ。</li> <li>・さらにペナルティには、日割りで利息(中国人民銀行の人民元貸出基準利率+5%)が加算される。</li> </ul>   |

|        | 関連条文  | 内 容  | ペナルティ   |
|--------|---|--|---|
| 英 国    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1998年財政法 (Finance ACT 1998) スケジュール 18 第 21 項、23 項</li> <li>・Tax Bulletin 37</li> <li>・International manual, INTM433020 – Schedule 28AA</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告提出時まで作成・保存。</li> <li>・税務当局からの提出要請受領後 30 日以内に提出。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象年度各年につき 3,000 ポンドのペナルティが賦課。(1998年財政法スケジュール 18 第 23 項)</li> <li>・同時文書化がなされていればペナルティなし。</li> <li>・関連者間取引の記録といった基本的な文書を提供できない、もしくは独立企業間原則に準拠していることを示す証拠を提示できない場合、最大追徴課税額の 100%ペナルティ賦課。</li> </ul>              |
| 豪 州    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Taxation Ruling TR 98/11, para. 3.1.</li> <li>・§ 262A, ITAA 1936 and Regulation15</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な独立企業間価格を設定し、十分な文書を取引の計画あるいは実行の時点で作成・保存。</li> <li>・関連者間取引の明細 (Schedule 25A) を申告書に添付。</li> <li>・税務当局からの提出要請受領後 28 日以内に提出。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1936年所得税法 (the Income Tax Assessment Act) 第 225 条にて移転価格課税による追徴税額の 10-50%が賦課。</li> <li>・ルーリングに従い文書を作成・保存している場合は、ペナルティは減免される。</li> </ul>  |
| ドイツ    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税通則法第 90 条第 3 項 (Section 90 Sec. 3 Abgabenordnung)</li> <li>・租税通則法第 162 条第 3 項、第 4 項</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事実関係に関する文書」と「独立企業間価格原則の遵守を証明する文書」の両文書を同等に要求。</li> <li>・税務当局からの提出要請後 60 日以内に提出。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書を提出しない場合、または提出した文書が使用できない場合には、更正が行われた関連取引に係る所得増加額の 5-10% (最低 5,000 ユーロ) 賦課。</li> <li>・税務当局からの要請受領後 60 日後に提出の場合、最高 100 万ユーロ、最低で提出期限の超過日数 1 日あたり 100 ユーロの罰則金が賦課。</li> </ul>                                   |
| インド    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Sections 92 to 92F of the Income-tax Act, 1961 (the Act)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間 1 千万ルピー以上の国外関係会社間取引を行っている場合、毎年移転価格文書を更新し会社に保管すること。当局から要請があった場合に提出。</li> <li>・関係会社間取引の妥当性について Accountant report (会計士証明) Form 3CEB を入手し、確定申告書と共に当局へ提出。</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転価格文書保存義務違反、文書提出不履行、移転価格文書を適切に保存していない場合、国外関係会社間取引金額の 2%が賦課。</li> <li>・当局からの要請を受けてから 30 日以内に文書を提出できない場合にも、国外関係会社間取引金額の 2%が賦課。計 4%。</li> <li>・会計士証明書提出義務違反: 10 万ルピー</li> <li>・過少申告時: 追徴税額の 100-300%</li> </ul> |
| 韓 国    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Enforcement Rule of the Law for the Coordination of International Tax Affairs 第 6 条 (2)</li> <li>・国際租税調整に関する法律第 11 条</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国外関連者の簡易損益計算書、</li> <li>・国外関連者の取引明細書 (Form8)、</li> <li>・独立企業間の価格算出方法申告書 (Form1: 無形資産取引、Form1-1: 役務提供取引、Form1-3: 有形資産取引) の提出</li> <li>・資料提出要求日から 60 日。1 回限り 60 日の延長あり。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料を提出しなかった場合には 3,000 万ウォン以下の過怠料が賦課。</li> <li>・移転価格文書を保存していない場合には、移転価格調査に基づき更正された税額の役 10%~20%の過少申告加算税が賦課。</li> </ul>   |
| シンガポール | <ul style="list-style-type: none"> <li>・TP Guidelines Section 4, Annex G</li> <li>・Amend Income tax legislation in 2009</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインにて文書化の保存義務があるが提出要件はなし。(4.3.3d)</li> <li>・国外関連者、シンガポール企業、関連者間取引、移転価格分析情報につき文書化。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に規定なし。</li> </ul>  |

|      | 関連条文  | 内 容  | ペナルティ  |
|------|---|--|--|
| 台湾   | <p>・移転価格審査準則</p> <p>(「営利事業所得税にかかる常規の処理に合致しない移転価格審査準則」の簡称)</p> | <p>・税務当局からの書面による調査通知の送付日から1カ月以内に移転価格文書を提出。</p> <p>・準備資料の緩和要件あり<br/>(セーフハーバー規定):</p> <p>1) 通年度の営業額が1億円以下の場合。<br/>2) 通年度の営業額が1~3億円の間に、享受している租税低減免除の税額が100万円以下、もしくは過去5年間の申告損失が400万円以下で中国境外に関連者・関連企業がない場合。<br/>3) 通年度の営業額が3億円以上、あるいは享受している租税低減免除の税額が100万円を超える、あるいは過去5年間の申告損失が400万円以上で中国境外に関連者・関連企業がある企業で、その通年度の関連者間取引総額が1億円を超えないもの。</p> <p>⇒上記に該当する場合、移転価格文書ではなく、予め規定されている資料提出を行うことで対応できる。</p> | <p>・規定に従って処理しない場合には、所得税法第110条にかかる申告漏れあるいは過少申告の規定に準じ、漏洩税額の2倍以下のペナルティが賦課。</p>  |
| ベトナム | <p>・Circular No. 117-2005-TT-BTC</p>                          | <p>・関連者間取引の金額及び移転価格算定方法を、特定のフォーム(Form GCN-01/TNDN)に記載し、申告書と共に提出。(12月決算であれば3月末提出)</p> <p>・税務当局の要請により30日以内に分析資料を提出。</p>  | <p>・法人税の罰則に関する一般規定(追加税額の100%から300%のペナルティ、日率0.1%の延滞税)による。</p> <p>・申告書に添付のFormGCN-01の未提出、記載漏れ、又は提出期限を順守しない場合、税務当局は課税所得を推計する権限を有する。</p> |

### お見逃しなく!

日本では文書化が法律で完全に義務化されていませんが、これまで参考にしてきた事務運営指針から、平成22年税制改正により移転価格調査において必要な準備書類を、法令レベル(財務省令10-22)に引き上げたことから、実質的には、文書化要件が義務付けられたものと同様と考えられます。

海外関連者間取引をこれまで重要視していなかった企業にとっても、移転価格調査対策とは別に、事前に他の関連会社と比較して利益率の増減の理由を分析することは、社内管理上も有効と考えます。